

新型コロナウイルス感染症に係る軽症者等の宿泊療養について

保 健 福 祉 部

経 済 商 工 観 光 部

本県では、現在、PCR検査において陽性の方は、全て医療機関に入院する体制としていますが、患者数の増加に伴い、症状の重い方が適切な医療を受けることのできる医療体制を維持するため、軽症又は無症状の方を宿泊施設で療養する体制に移行します。

1 宿泊療養施設の状況

- (1) 民間宿泊施設 個室（バス・トイレ付き）200室程度を確保
- (2) 県有施設 研修施設・宿泊施設の活用を検討中

2 受入体制

- ・ 宿泊療養施設まで県が手配する車両により搬送。
- ・ 服薬中の薬や食物アレルギーなど健康状態を予め把握。

3 健康管理体制

看護師又は保健師が日中は常駐するほか、県と仙台市の職員が24時間体制で運営に携わる。また宿泊者の健康状態を常時把握し、万が一症状が悪化した場合も適切に対応できるよう、医師が24時間オンコールで対応。

4 受入開始時期

二次感染防止の観点から、従事者（職員及び従業員）に対する感染管理に関する研修を経て、速やかに開始する予定。